

議案第 62 号に反対の立場から討論します。

本議案は、家庭的保育での乳児の死亡事故についての裁判で、本市の敗訴において、本市の指導研修実施義務違反との認定があり、この認定が事実と異なるとして控訴するというものです。

議案に反対する主な理由は、先ほどの教育福祉常任委員会で討論させていただき、委員長報告にもありましたとおりですので、ここでは補足をさせていただきます。

当時、0 歳児の睡眠時呼吸チェックについて、様々な知見がある中でも、本市が 15 分間隔を採用したことは誤りであり、それをもって家庭的保育の研修を行ったことは、指導研修はしていたものの、その内容が家庭的保育において適切とはいえないことから、指導研修を怠ったということになるのだと考えます。

教育福祉常任委員会の質疑で、

当時、市が、市内の私立保育園の睡眠時チェックの実態を確認していなかったことがわかりました。様々な知見からどれかを採用するにあたり、公立保育園同士の意見交換だけでなく、民間の保育園の実態、現状を確認することで、研修内容は変わっていた可能性があります。また、「15 分」採用の理由は医師の意見もあったとのことですが、教育福祉常任委員会での答弁からは、明確なエビデンスを得ていないことがわかりました。

また、保育園では、複数の保育士の目がいますから、基準は 15 分間隔でも、実際は、誰かが入れ替わり見ており、15 分より短い間隔で目が届くかもしれません。

が、当時の家庭的保育は 1 人の保育者の目しかありませんでした。

そのことから、保育園での基準をそのまま家庭的保育にもあてはめることも、指導の内容として不備であり、間違っていたこととなります。

私は、横須賀で 2000 年（平成 12 年）からの 20 年にわたって一時保育などの子育て支援を行う NPO のメンバーとして活動してきましたが、NPO 設立当時の 20 年前、0 歳児の睡眠時呼吸チェックを 15 分間隔という長い時間設定とすることはしませんでした。

1900 年代初めには、すでに、乳幼児突然死症候群（SIDS）は社会的に広く認知をされましたことを考えても、「15 分」という選択肢はありえませんでした。

このように、当時「15 分」としたことは指導研修実施義務違反と認定されても仕方ないことであり、さらに信頼できる保育行政を確立していくうえでも、控訴すべきではありません。子どもの最善の利益を保証し、保護者が安心して子どもを預けられ、保育士が誇りをもって働けるようなまちづくりを進めることが大切です。